

○少年の社会参加活動の推進について

(昭和58年1月1日岩防犯発第1号、岩警務発第1号警察本部長)

[沿革]平成21年4月岩少第167号改正

各 部 長
各 所 属 長

少年非行総合対策の一環として、少年の社会参加活動を次の要領により推進することとしたから、実効を挙げるように努められたい。

少年の社会参加活動推進要領

(目的)

第1 この要領は、少年非行防止・保護総合対策推進要綱に基づいて、少年の社会活動を推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2 少年に地域への奉仕活動や体育、スポーツ活動へ積極的に参加させることにより、家庭や学校で得ることのできない体験を積み、地域の人々との触れ合いや相互理解を深めるとともに、地域社会の形成者としての役割と自覚を高め、社会的ルールや自立心を体験的に学ばせ、少年非行の防止と健全育成を図ろうとするものである。

(活動の内容)

第3 少年の社会参加活動の内容は次のとおりである。

1 社会奉仕活動の推進

少年警察ボランティア協会、防犯協会、交通安全協会、自治会、子供会等との連携の下に、放置自転車の整理及び通学路、公園、観光地、河川敷等公共の場所における空き缶、空き瓶等の回収、清掃等環境美化活動、又は老人ホーム等社会福祉施設の慰問、文化財保全活動を促進し、これらの社会奉仕活動に少年の参加を強く働き掛け、可能な限り側面的な支援を行う。

2 体育、スポーツ活動の推進

少年警察ボランティア協会、防犯協会、自治会、スポーツ少年団、体育振興会等が行う少年柔剣道、野球、ソフトボールその他の体育、スポーツ活動に対し、可能な範囲内で施設、指導者及び運営面での支援を行う。

(留意事項)

第4 推進上の留意事項は、次のとおりである。

1 関係部門が緊密に連携し、総合的、計画的な推進を図る。

2 危険が伴うスポーツ活動を行う場合には、スポーツ保険に加入させる。

3 奉仕活動の推進に当たっては、少年の集合する機会を利用して気軽に参加しやすい活動形態に着目して行う。

4 警察職員の趣味、特技を生かし、あるいは独身会等のクラブ活動に導入するなどして促進する。

5 子供を中心とした行事計画には、社会奉仕活動も盛り込むように働き掛ける。